

長野市土地改良事業分担金等徴収条例(平成4年3月30日長野市条例第18号)の第3条に定める分担金額は、以下の基準による負担金率を事業費に乗じて得た金額とする。

なお、事業費とは工事費と委託費の合計とする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

(令和8年4月1日から施行)

事業の種類		採択基準等	負担率	
1農道事業	新設・改良	受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上の事業 ただし、舗装幅員2.5m以上(全幅3.0m以上)	0%	
	舗装	農道台帳に記載された農道で、受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上の事業 ただし、舗装幅員2.0m以上(全幅2.5m以上)	0%	
2水田かんがい排水事業	農業用排水施設 (ため池・管理道路含む) (新設・改修・補修・浚渫)	受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上の事業 ただし、下記の場合、負担率を0%とする。 ① 都市雑排水の著しい混入があり、受益者が限定されない場合 ② 環境や親水性に配慮する場合 ③ 公共的用途がある場合	事業費の5% 0%	
	3農地防災事業	危険ため池	受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上のため池で、人命・人家・公共施設等に影響を及ぼす災害の発生する危険性の高いため池の改修事業	事業費の2.5%
	ため池の豪雨・耐震対策	< 防災重点農業用ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法 >に基づく調査により実施する事業	0%	
	ため池の廃止	堤体の掘削で生じる発生土のみを埋立てる場合	防災重点農業用ため池 (施行日から令和13年3月31日までの間)	0%
		を埋立てに除き、埋立てによる土地造成を伴わないもの。	その他の農業用ため池 ただし、長野市地域防災計画・水防計画で土砂災害危険箇所等一覧に示されている区域内のため池は、負担率を0%とする。	事業費の2.5%
	安全柵	ため池及び用排水路への転落防止を目的とする事業 ただし、不特定多数の通行があり、危険性が高い場合は、負担率を0%とする。	事業費の2.5%	
	土砂崩落防止等(農業用施設)	被害者が2人以上の事業 ただし、事業費200万円を限度とする。	事業費の5%	
4ほ場及び畑地帯整備	客土	受益者が2人以上あり、受益面積が連田・連畑で1.0ha以上の事業	事業費の20%	

事業	暗渠排水	受益者が2人以上あり、その受益者が限定されている暗渠排水で受益面積が連田・連畑で1.0ha以上の事業	同上
	ほ場整備	受益者が2人以上あり、受益面積が連田で1.0ha以上の事業	同上
	畑地帯整備	受益者が2人以上あり、受益面積が連畑で1.0ha以上の事業	同上
5畑地かんがい事業	農業用排水施設	受益者が2人以上あり、受益面積が連畑で1.0ha以上の事業 公共部分	事業費の5%
		非公共部分	事業費の20%
6災害復旧事業	国庫補助災害復旧事業	国又は県の補助事業として認定を受けた災害（道路・水路…受益者2人以上）	施設復旧0% 農地復旧事業費の10%以内
	市単独災害復旧事業	補助対象外の災害（道路・水路…受益者2人以上） ただし、事業費の限度額は、国庫補助災害復旧事業に準ずるものとする	施設復旧0% 農地復旧事業費の10%

(注1) 地元負担金額は、1000円未満切り捨てとする。

(注2) 平成17年1月1日付けで豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村と合併したが、合併以前より旧町村の区域内において施行された土地改良事業に係る分担金の取扱いは、平成17年度以降も旧町村の例による。

(注3) 平成22年1月1日付けで信州新町及び中条村と合併したが、合併以前より旧町村の区域内において施行された土地改良事業に係る分担金の取扱いは、平成22年度以降も旧町村の例による。

(注4) 国営、県営事業の負担率については、別途定めるものとする。

(注5) 県営かんがい排水事業 小田切地区については、基幹的農業用水路であることから、負担率を2.5%とする。

(注6) 災害復旧事業に係る事業費には測量設計委託費を含まない。